

一般社団法人日本ロボット学会規約の作成要領

2011年11月15理事会制定

(目的)

第1条 本要領は規約の制定等に関する規程の実施に必要な細目を定めるものである。

(名称)

第2条 規約は名称の最後に‘規程’等その種類を示す文字を入れる。

(書き方)

第3条 規約は横書きとする。

(経過の記載)

第4条 規約には名称の直後に制定日・制定機関、改訂日を記載する。

(構成)

第5条 規約は章、条、項、号により構成するものとする。ただし、短い規約では章を省くことができる。
2 各条の文章の書き出しは第〇〇条の次に1文字空けて始める。

例>第1条 本会は、一般社団法人日本ロボット学会と称する。

3 各条第2行目以降は行頭から1文字空けて始める。

例>第4条 本会は、ロボット学に関する研究の進展と知識の普及をはかり、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

4 条の下の単位を項と称し、一項、二項等と称する。第一項は番号をふらず、第二項以降に番号をふる。項番号はアラビア数字でふり、行の頭から書き出す。各項の文章は項番号から1文字空けて書き出す。項の第2行以降は行頭から1文字空けて書き出す。(引用するとき、第1項としないで、第一項と漢数字で引用する。)

例>第21条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

例>2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 項の下の単位を号と称し、適用事項を名詞止めで列挙するのを通例とする。号番号は(1)のようにふり(一般の法律文書では漢数字でふっている)、行の頭に対し、項の第2行目以降の位置(通例行頭から2文字目の位置)から書き出す。各号の文は号番号から1文字空けて書き出す。号の第2行以降は号番号の位置の1文字下がった位置から書き出す。

例>第6条 本会の会員は次のとおりとする。

例>(1) 正会員 本会の目的事業範囲において、専門の学識又は相当の経験を有する個人

例>(2) 学生会員 本会の目的事業範囲に関する課程を置く学校・大学・大学院において、その課程を履修している個人

例>(3) 賛助会員 本会の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体

例>(4) 名誉会員 本会の目的事業範囲において、特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人

6 号より下位レベルのものが必要なときはイ、ロ、ハなどを用いる。この場合、引用は直接イ、ロ、ハなどとする。書き出し、字下げ等のルールは項、号に同じ。号より1レベル下げて考えればよい。

例>2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 例> (1) 設立当初の財産目録のうち、基本財産の部に記載する財産
例> (2) 基本財産とすることを指定し、かつ理事会でこれを受け入れることとして寄附された財産のうち、次のもの
例> イ 現金
例> ロ 有価証券
例> ハ 慈善事業の収益金であって、1990年から2000年の間に満期の到来する信託財産
例> (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
例> 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(見出し)

第6条 各条の前にはカッコで囲んだ見出しをつけることが望ましい。

(引用の仕方)

第7条 ある規約から他の規約を引用するときは〇〇規程(19xx年xx月xx日理事会制定)のように行う。

(附則)

第7条 規約の本文の後に附則をつけ実施日等を記載するものとする。

例>附則

例>1. この要領は1986年9月26日より実施する。

例>2. 〇〇細則(19xx年xx月xx日理事会制定)は廃止する。

例>3. 〇〇規程(198x年xx月xx日理事会制定)第〇条については本細則は適用しない。

例>4. この要領は2006年12月xx日より改訂実施する。

7 この要領の改廃は、企画理事・庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この要領は2011年 11月15日より実施する。